

○飯塚市市営住宅使用料の利便性係数に関する取扱要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市市営住宅(以下「市営住宅」という。)の使用料の算定に当たり、飯塚市市営住宅条例施行規則(平成18年飯塚市規則第200号)第14条の規定に基づき、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値の算出方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利便性係数 令第2条第1項第4号の規定に基づき、市長が住宅の所在する区域及びその周辺の地域の状況、住宅の設備その他利便性の要素となる事項を勘案して0.5以上1.3以下で定める数値をいう。
- (2) 市町村立地係数 令第2条第1項第1号の規定により、国土交通大臣が市町村ごとに定める数値をいう。
- (3) 立地低減値 当該住宅の所在する立地状況を勘案し、市営住宅間の使用料の格差を設けるため、利便性係数を低減させる数値をいう。
- (4) 設備低減値 当該住宅の設備状況を勘案し、市営住宅間の使用料の格差を設けるため、利便性係数を低減させる数値をいう。

(利便性係数の算出方法)

第3条 利便性係数は、住宅の団地及び施設状況ごとに、1から当該住宅の立地低減値と設備低減値の合計値を差し引いた数値とする。

2 立地低減値は、次の式により算出し、小数点第3位以下は切り捨て、小数点第2位まで求めた数値とする。ただし、これにより算出した数値の上限値は、0.2とする。

$$\text{立地低減値} = 1 - \log_{10} \text{LN} / \log_{10} \text{LH}$$

この場合において、 $\log_{10} \text{LN}$ 及び $\log_{10} \text{LH}$ は、次の各号に掲げる用語に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) LN 当該住宅所在地の近傍住宅地の固定資産課税台帳に登録記載されている価格を当該地積で除した額(以下「固定資産税評価額相当額」という。)をいう。ただし、この額は、評価替えの年度に固定資

産税評価額相当額の調査により求められた額とする。

(2) LH 市内固定資産税評価額相当額の最も上位の額をいう。

3 設備低減値は、次の掲げる表の左欄各項の住宅の設備の状況に応じ、当該右欄各項の数値を合計した額とする。

住宅の設備及び構造の内容	低減値
浴槽(風呂釜又は給湯器を含む。)が設置されていない住宅	0.05
便所の水洗化等の排水処理施設が設置されていない住宅	0.05

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までになされた住宅使用料算定のための利便性係数については、平成19年3月分までの住宅使用料について適用する。